

## いろは親水公園民間活力導入可能性調査及び基本計画策定 業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、いろは親水公園民間活力導入可能性調査等業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関する必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名称

いろは親水公園民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務

### 2. 業務目的

現在、市では、いろは親水公園を“にぎわいづくりの拠点”と位置付け、春のイベントや和舟回遊事業「いろはの渡し」などの各種事業を実施しているところである。

また、埼玉県「川の国埼玉はつらつプロジェクト」に本市が提案したいろは親水公園を中心としたにぎわい創出事業が採択され、船着場や護岸の整備など、四季を通じて人が集い、にぎわいあふれる場となるような環境整備を実施しているところである。

さらに、これらの取組をまとめた「志木市かわまちづくり」計画が、良好なまちと水辺が融合した空間形成を目指す取組として国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に登録されたところである。

いろは親水公園民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務（以下「本業務」という。）は、いろは親水公園にこれまで以上のにぎわいを創出することを目的として、飲食提供施設の設置や魅力ある遊具の整備、さらには市指定文化財である旧村山快哉堂の活用をも含めた当該公園のもつポテンシャルをより一層生かすアイデアの整理・諸規定の整備を行い、いろは親水公園の魅力向上を図るため、民間活力導入可能性調査を行うとともに、調査結果を加味した(仮称)いろは親水公園魅力倍増に向けた利活用基本計画(素案)（以下「基本計画」という。）の作成に加え、基本計画に基づく事業展開を図るための事業者募集に向けた公募要領案の作成を行うことを目的とする。

### 3. プロポーザルの概要

- 件名  
いろは親水公園民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務
- 選定方式  
公募型プロポーザル方式
- 業務内容（詳細は特記仕様書参照のこと）
  - ① 現状把握及び計画準備
  - ② 基本条件の整理
  - ③ 公募によるサウンディング型市場調査の実施
  - ④ 基本計画の作成
  - ⑤ 事業者募集に向けた公募要領案等の作成
  - ⑥ 報告書の作成

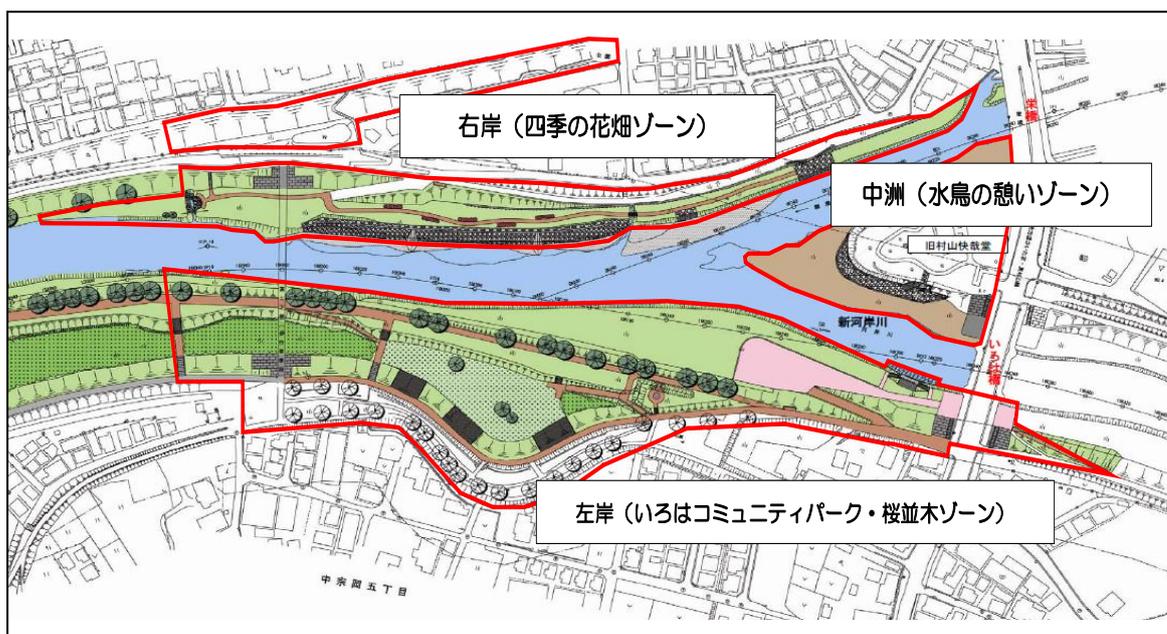
#### 4. 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

#### 5. 業務の対象とする公園

いろは親水公園（志木市本町2丁目及び中宗岡5丁目地内）

※本業務の調査対象範囲は下図参照



#### 6. 予算規模

9,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### 7. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる法人格を有する民間事業者である。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- (2) 本市より一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けた法人
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人

- (5) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをしている者
- (7) 市税等に滞納のある法人

## 8. 実施スケジュール

(1) 実施要領の公表	平成31年4月 8日（月）
(2) 質問書の提出期限	平成31年4月18日（木）
(3) 質問に対する回答期限	平成31年4月24日（水）
(4) 参加表明書兼誓約書の提出期限	平成31年4月25日（木）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和元 年5月 8日（水）
(6) プレゼンテーション審査の実施	令和元 年5月16日（木）
(7) 審査結果通知書の発送	令和元 年5月 下旬
(8) 契約の締結	令和元 年6月 上旬

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

## 9. プレゼンテーション審査の実施

企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日 時：令和元年5月16日（木）

※ 時間、場所等の詳細は後日通知する。

実施場所：志木市役所

内 容：1者あたり35分程度とし、以下の内容で行う。

- ・企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分以内）

- ※プレゼンテーションに当たっては、7頁の「評価のポイント」のうち「2 プレゼンテーションによる審査（各業務をどのように遂行するのか）」に記載された項目順に説明を行うこと。

- ・質疑応答（20分以内）

出席者数：4名以内

※プロジェクター等の機材の使用に関しては令和元年5月10日（金）までに申し出ること。

なお、パワーポイントを使用する場合は、ファイルをUSBメモリーに保存して持参することで本市が用意するノートパソコンを使用することができる。それ以外のソフトウェアを使用する場合はパソコンを持参することとするが、その場合、プロジェクターとのコネクタ形状等を事前に確認すること。

※企画提案書に基づくプレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合にお

- いて直接関わる予定の主たる担当者が行うこと。
- ※質疑応答は、本業務に直接関わる予定の者以外の発言は認めない。
- ※補足配布資料等がある場合は、当日10部持参すること。

## 10. 公募の方法

平成31年4月8日（月）から平成31年4月25日（木）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

## 11. 契約候補者選定に当たっての提出書類等

### (1) 提出書類

参加表明書兼誓約書（第1号様式）については、平成31年4月25日（木）までに提出すること。

次に掲げる書類については、項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本1部、副本10部を作成し、令和元年5月8日（水）までに提出すること。

#### ①法人概要（商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書）

※応募提出日前3か月以内に発行されたもの

#### ②企画提案書（任意様式、A4版20枚以内）

※様式…企画提案書の様式は任意とする。A4版で20枚以内にまとめ製本すること（製本の体裁は任意とする）。

※構成・内容…本実施要領の内容を踏まえながら7頁の「評価のポイント」のうち「2 プレゼンテーションによる審査（各業務をどのように遂行するのか）」に記載された項目順に作成すること。

#### ③法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書（直近2年分）

#### ④業務実施体制表（第2号様式）

#### ⑤類似業務受託実績書（第3号様式）

※都市公園や河川空間における類似業務の受託実績について、5件を上限として記入すること。

#### ⑥見積書（第4号様式）

※業務内容の各項目について、内訳がわかるように見積もること。

### (2) 提出先

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号  
志木市役所 企画部 秘書政策課

### (3) 提出方法

持参とし、提出期限必着とする。

### (4) 提出期限

#### ・①参加表明書兼誓約書（第1号様式）

平成31年4月25日（木）17時締切

#### ・①参加表明書兼誓約書（第1号様式）以外の提出書類

令和元年5月8日（水）17時締切

(5) 提出書類等の取り扱い

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等は契約候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。
- イ 提出された企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。
- ウ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは志木市個人情報保護条例（平成16年条例第16号）に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。
- エ 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。
- オ 提出した企画提案書に係る著作権、使用权などの知的財産権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、契約候補者が作成した企画提案書等に関しては、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(6) 質問書の提出

企画提案書等の提出にあたり質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

- ア 提出書類 質問書（第5号様式）
- イ 提出期限 平成31年4月18日（木）17時締切
- ウ 提出先 志木市役所 企画部 秘書政策課
- エ 提出方法 質問書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記入し電子メール又はFAXで提出するとともに、送受信漏れを防ぐため電話連絡すること。  
メールアドレス：seisaku@city.shiki.lg.jp  
電話：048-473-1111 内線2215  
FAX：048-474-9674
- オ 回答 公平性を期すため、平成31年4月24日（水）までに質問に対する回答を市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

## 12. 選定及び結果の通知

- 選定については、7頁の「評価のポイント」に基づく評価により行うものとする。
- 選定の結果については、令和元年6月上旬にプレゼンテーション参加者に対して文書で通知する（予定）。
- なお、審査における評価点・評価過程等についての情報は開示しない。

## 13. 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、志木市契約規則（昭和51年規則第10号）の規定により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約の履行に当たっては、仕様書及び企画提案書の内容を実行するものとする。

(4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。

#### 14. 問い合わせ先

志木市役所 企画部 秘書政策課

電 話：048-473-1111 内線2215

FAX：048-473-9674

メール：[seisaku@city.shiki.lg.jp](mailto:seisaku@city.shiki.lg.jp)

**【評価のポイント】**

審査項目	審査内容	評価のポイント
1 実績、技術力等	業務実施体制	■主たる担当者の実務経歴
	類似業務の受託実績	■他自治体における類似業務の受託実績があり、業務の特性や課題に対する理解があるか。
2 プレゼンテーションによる審査(各業務をどのように遂行するのか)	課題整理の手法	■いろは親水公園の活用における法的な課題をどのように捉えているか。 ■基本条件の整理やサウンディング型市場調査の実施によって、どのようなアイデアが出てくることを期待し、どのような活用・再整備を想定しているか。
	サウンディング型市場調査の手法	■サウンディング型市場調査の実施方法 ■参入意欲のある事業者への周知方法
	基本計画及び公募要領案の策定手法	■基本計画及び公募要領案について、どのような項目の設定を想定しているか。
	市内事業者の活用についての提案	■いろは親水公園の再整備に係る事業に、市内事業者が参入できるスキームになっているか。
	提案における創意・自由提案	■創意工夫のある提案であるか。
	業務工程	■実現可能なスケジュールとなっているか。
	サポート体制	■関係機関や関係団体との調整に係るサポート体制が整っているか。
3 見積書による審査	見積金額	■業務内容ごとの見積金額が記載されており、より廉価な金額設定がなされているか。